

議事日程 (1)

令和2年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第1号 芦屋町教育委員会教育長の任命について

第5 議案第3号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第4号 芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第5号 芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第6号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第7号 芦屋町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第8号 芦屋町公共施設等整備基金条例の制定について

第11 議案第9号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第10号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第11号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第12号 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第13号 芦屋町ブランド金賞選定審査会設置条例の制定について

第16 議案第14号 芦屋町国民宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第15号 芦屋町環境美化条例の制定について

第18 議案第16号 芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議案第17号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 第20 議案第18号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第19号 芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第20号 芦屋町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第21号 芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第22号 芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第23号 町道の路線廃止について
- 第26 議案第24号 町道の路線認定について
- 第27 議案第25号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）
- 第28 議案第26号 令和元年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第27号 令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第28号 令和元年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第29号 令和元年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第30号 令和元年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第31号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）
- 第34 議案第32号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第35 議案第33号 令和2年度芦屋町一般会計予算
- 第36 議案第34号 令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第37 議案第35号 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第38 議案第36号 令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第39 議案第37号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第40 議案第38号 令和2年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第41 議案第39号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第42 議案第40号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第43 議案第41号 緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（3棟）（その2）請負契約の締結について
- 第44 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 第45 発議第1号 地域医療を守り必要な公立病院等の維持・存続を求める意見書について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【傍聴者数】 (なし)

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

会議に入ります前に、皆様に御報告いたします。

連日、テレビ、新聞等で報道されておりますとおり、新型コロナウイルス感染症が全国各地で広がりを見せ、県内でも感染の報告がなされております。芦屋町議会としましては、緊急の事態であるとの認識のもと、感染症拡大防止の観点から、本定例会においては可能な限り会議時間の短縮を図るように努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

では、会議に入ります。ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 2 年第 1 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 3 月 5 日から 3 月 18 日までの 14 日間にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、1 番、内海議員と 10 番、小田議員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたが、今定例会においては書面による報告といたします。

次に、日程第4、同意第1号から日程第45、発議第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

令和2年第1回芦屋町議会定例会の開催に際しまして、予算案を初めとする諸議案の審議をお願いするに当たり、令和2年度の施政方針を述べさせていただくところではありますが、会議時間の短縮を図るため書面による報告とさせていただきます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第1号の芦屋町教育委員会教育長の任命につきましては、三柵賢二氏の任期が令和2年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。三柵氏は平成29年4月より教育長に就任され、実績についても申し分なく、教育長として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第3号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域手当の支給地域を見直し、国基準で定める地域に在勤する職員に、一般職の職員の給与に関する法律で定める割合を乗じて支給するよう改正するものでございます。

議案第4号の芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年度に条例の制定を行い、任期付職員として採用した常勤職員に対して、近隣自治体との条件の均衡を図るため、退職手当を支給できるよう改正するものでございます。

議案第5号の芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年度

に条例の制定を行い、嘱託職員を任期付職員として採用したことにより、教育委員会の職員数が定数の上限に達したため、さまざまな行政ニーズ及び今後想定される再任用職員の配置への対応を目的として教育委員会事務局の職員定数を増員し、あわせまして競艇事業局の字句の修正を行うものでございます。

議案第6号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の旅費について、近年、都市部の宿泊費が高騰していることから、支給額の見直しを行うものでございます。あわせまして、支給対象となる地域区分を国家公務員基準に見直すものでございます。

議案第7号の芦屋町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職職員の旅費について、車賃及び宿泊料の支給対象となる地域区分を国家公務員基準に見直すものでございます。

議案第8号の芦屋町公共施設等整備基金条例の制定につきましては、将来にわたり公共施設等の安全性の確保やサービス水準の維持向上を図り、中長期的な公共施設等の整備財源を確保するため基金を設置するものでございます。また、本条例の制定に伴い、芦屋町総合体育施設建設準備基金条例を廃止するものでございます。

議案第9号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、刑事施設に収容されている者に対し、国民健康保険税を減免することを可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民票の除票の写し等の交付が制度化され、交付に際して手数料を徴収するため、規定を追加するものでございます。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号通知カードが廃止されるため、規定を削るものでございます。

議案第11号の芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法施行令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の施行に伴い、保育所など教育・保育施設等が、保護者から給食副食費の支払いを受けることができるよう条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号の芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本委員会の所掌事務に芦屋町成年後見制度利用促進計画に関することを加え、委員定員

を1名追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号の芦屋町ブランド金賞選定審査会設置条例の制定につきましては、町産品の育成・販路拡大を目的とした芦屋町ブランドとして認定されたものの中から、特にすぐれたものを金賞に選定するため、審査会を設置するものでございます。

議案第14号の芦屋町国民宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和2年4月1日より導入される福岡県宿泊税条例の施行に伴い、国民宿舎の利用料金について条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号の芦屋町環境美化条例の制定につきましては、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的として、条例を制定するものでございます。また、本条例の制定に伴い、芦屋町環境美化に関する条例を廃止するものでございます。

議案第16号の芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、交通安全に関しての町の責務及び推進協議会の役割を明確にし、交通安全をさらに推進していくため、条例の一部を改正するものでございます。また、本条例の制定に伴い、芦屋町交通安全対策会議条例を廃止するものでございます。

議案第17号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、債権関係の規定の見直しにより、町営住宅の管理制度において関連する条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号の芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、債権関係の規定の見直しにより、所得制限外住宅の管理制度において関連する条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号の芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い適用条項のずれが生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第20号の芦屋町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号の芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ボートレースのイメージアップ及び認知度の向上を図るため、ボートレース事業局に名称を変更するものでございます。また、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い適用条項のずれが生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号の芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度

任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定め、人事院勧告に伴う住居手当に関連する規定を改正するものでございます。あわせて、本条例の制定に伴い芦屋町モーターボート競走事業臨時従事員の給与に関する条例を廃止するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第23号の町道の路線廃止につきましては、福岡県との道路移管協定に伴い、令和元年度に移管する町道竹並芦屋2号線及び町道山鹿26号線を路線廃止するものでございます。

議案第24号の町道の路線認定につきましては、町道竹並芦屋2号線の一部が移管対象となり、路線短縮に伴い起点の変更が生じるため、再認定するものでございます。また、寄附採納により後水13号線を町道として認定するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第25号から議案第32号までの令和元年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正をするものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ3億8,900万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、奨学金貸付基金繰入金及び総合体育施設建設準備基金繰入金を新たに計上したほか、町民税や固定資産税等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しております。歳出につきましては、公共施設等整備基金積立金元金を新たに計上したほか、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

議案第33号から議案第40号までにつきましては令和2年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第33号の令和2年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額82億9,200万円で、前年比3.4%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、町税が12億3,000万円、地方交付税が22億4,000万円、町債が9億4,000万円などとなっております。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は7億円を計上しております。なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を3億円、競艇収益まちづくり基金の繰入金を2億5,000万円計上しております。歳出の主なものは、土木費では緑ヶ丘団地改修事業費1億5,000万円を計上し、消防費では地域情報伝達システム整備工事費1億円などを計上しております。また、教育費では芦屋小学校プール改修工事費1億7,000万円や芦屋中学校グラウンド改修工事費、山鹿小学校屋内運動場改修工事費などを計上しております。このほかに、柏原漁港整備事業費や鶴松団地中層改修事業費に加え、定住促進奨励金や出産祝金などを計上しております。

議案第34号の令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきま

しては、歳入歳出総額5億2,377万9,000円で、前年比14.7%増の予算規模となっております。歳入は、中央病院からの公債費負担金及び町債を計上しております。町債は、医療機器分として4,950万円を計上しております。歳出は、中央病院への貸付金、負担金及び公債費4億7,428万円を計上しております。

議案第35号の令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額16億6,297万8,000円で、前年比1.1%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金を計上しております。歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。

議案第36号の令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額2億4,012万4,000円で、前年比3.2%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金を計上しております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

議案第37号の令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額2,732万3,000円で、前年比74.7%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、指定管理者からの納入金及び携帯電話アンテナやテレビ局の定点カメラ設置に伴う借地料等の諸収入を計上しております。歳出の主なものは、各種設備改修工事及び備品購入費を計上しております。

議案第38号の令和2年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億6,375万5,000円で、前年比18.3%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金を計上しております。歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費を計上しております。

議案第39号の令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は1,167億346万1,000円で前年比19.8%増、収益的支出は1,137億508万5,000円で前年比18.8%増、資本的支出は22億7,674万3,000円の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などを計上しております。収益的支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業費などを計上しております。資本的支出の主なものは、本場の施設改良費などを計上しております。

議案第40号の令和2年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は7億843万9,000円で前年比4.6%減、収益的支出は7億6,045万7,000円で前年比3.3%増、資本的収入は6,016万円で前年比37.5%増、資本的支出は2億7,405万2,000円で前年比14.9%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、下水道使用料、長期前受金戻入及び他会計補助金を計上しております。収益的支出では、減価償

却費、浄化センター等の維持管理費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。資本的収入では、国庫補助金、他会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、企業債元金償還金、処理場・ポンプ場改築実施設計委託料、ポンプ場電気設備更新工事及び人件費などを計上しております。

次に契約議案でございます。

議案第41号の緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（3棟）（その2）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（3棟）（その2）について、請負契約を締結するものでございます。

次に報告案件でございます。

報告第1号の専決処分事項の報告につきましては、柏原漁港機能保全工事（2号物揚場）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、11番、川上議員に発議第1号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

おはようございます。11番、川上です。

意見書を読み上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

地域医療を守り必要な公立病院等の維持・存続を求める意見書。

厚生労働省は昨年9月26日、全国の公立・公的病院のうち424の病院を一方的かつ名指しで、「再編や統合の議論が必要な医療機関である」として公表しました。この中で、各自治体に2020年9月までの方針決定を迫っており、当該自治体からは「地域の実情を考慮していない」、「リストを返上すべき」など、疑問と批判の声が相次いで出されています。

病床削減や入院短縮化による患者難民の増、医療従事者不足による医師の確保、看護師・メディカルスタッフの増員、労働条件の改善など病院をめぐる課題は山積みですが、全国の公立・公的病院は、地域医療の確保の住民福祉の向上のため、公的医療機関でなければ対応が困難な多くの不採算部門の医療を担う社会的使命を果たしています。赤字や不採算を理由に、乱暴な統廃合や民営化、売却を推し進めることは、地域と命の切り捨てにつながるものであり、決して認め

ることはできません。

大切なことは、地域の医療ニーズをしっかりと把握し、必要な病床を確保するため制度を見直すことです。地域における医療施設の機能分化を明確にし、院内・病院間・地域の医療連携を強化して、情報の共有を行うシステムづくりとともに、救急搬送システムや受け入れ医療機関の確保に責任を果たせるよう国の援助が求められます。

よって、国会及び政府において、公立・公的病院が地域で果たす役割を十分に認識していただき、下記の事項について実現するよう強く要望します。

記

1. 公立・公的病院の一方的な再編・統合の議論をやめること。
2. 地域医療を守るため必要な公立・公的病院の維持・存続を図ること。

以上でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が大問題となっています。新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合の医療体制が懸念されています。新型コロナウイルス感染症だけではなく、今後起こることが考えられる南海トラフ巨大震災発生時の医療体制の不足も明らかになっています。リスト公表の発端となった経済財政諮問会議が、緊急時の医療体制を議論していないことが明らかになっています。今回、統廃合の対象に挙げられている対象病院の中に、感染症指定病院が多数あります。感染症に対する国の予算は減らされ続けており、新型コロナウイルス感染症に対応する体制や政府や厚労省によって壊されました。こういった事態を前に、これ以上、公立・公的病院の統廃合は許されません。ぜひ御賛同していただくことをお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第1号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、教育長については同意第1号に関係いたしますので、退場をお願いいたします。

〔教育長 三桝 賢二君 退場〕

○議長 横尾 武志君

お諮りいたします。日程第4、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

ここで、教育長の入場をお願いします。

[教育長 三桝 賢二君 入場]

○議長 横尾 武志君

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第5、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第13号についての質疑を許します。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。議案第13号芦屋町ブランド金賞選定審査会設置条例の制定についてお伺いをいたします。条例の第1条において、芦屋町のブランドとして認定したものの中から特にすぐれたものを芦屋町ブランド金賞として選定するため、芦屋町ブランド金賞認定審査会を設置するとありますが、この金賞候補となる芦屋町のブランド認定の概要についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

芦屋町ブランドの認定の概要や金賞まで至る経緯も含めてお答えいたします。

まず、芦屋ブランドの認定ですが、令和2年度より芦屋町ブランド認定制度を始める予定としております。これは、町内事業者などにより生産・販売され、顧客から愛されるものを芦屋町のブランドと認定し、町内外へその魅力を発信することにより、町の認知度向上や地域産業の活性化を図ることを目的としております。

次に認定の流れですが、今後、広報等は行ってまいります。半年程度の期間を設けて、芦屋町ブランドの認定を希望する事業者に認定申請をしていただこうと考えております。認定に当たりましては、芦屋町内の事業者により生産されたもの、または芦屋町産の原材料が含まれたもの

であること、公序良俗に反するものでないことなどの基準を満たした商品であれば、認定していく予定でございます。なお、この芦屋ブランドに申請されたもの、商品等につきましては、金賞の審査にも申請したということになるとしておりますので、芦屋ブランドに認定された商品については、全て金賞の選定のテーブルにのるということとなります。申請期間終了後、本上程議案の審査会において認定された芦屋町ブランドのうち、1点を金賞として選定することとしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

それでは、芦屋町ブランド認定商品及び金賞認定商品を選定することにより、町または出展された方に対してどのような特典、つまりメリットがあるかについてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

芦屋ブランドの認定、商品につきましては、認定シール及びのぼりの配付を行う予定としております。また、認定商品のパンフレットも作成することにしておりますので、それに掲載されることとなります。最後に、町が町外に出店する際、出店対象商品とすることと考えております。

次に金賞でございますが、金賞認定シール並びにのぼりの配付を行います。認定商品のパンフレットには金賞として掲載を予定しております。また、町外の出店時には優先的に出品対象としていきたいと考えております。

最後に、観光季刊誌等の投稿や産業観光課につきましては、マスコミ等に接する機会も多いですので、金賞商品については積極的に紹介してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

よくわかりました。これをもってですね、芦屋町のPRができて活性化されていくことを期待しております。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第25号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。今回の補正予算につきましての質疑をいたします。ページ数は予算書の44ページ、それから45ページでございます。44ページの8目、地方創生推進費、報酬の1番下に書いています地域おこし協力隊1名の人件費削減、それから45ページの委託料、地域おこし協力隊定着プログラム実施業務委託、それから地域おこし協力隊導入業務委託、そして借上料の地域おこし協力隊住宅借上料ということで、ここ減額措置がされております。それで、昨年10月から今年の3月まで、このような地域おこし協力隊を1名採用するという計画の中で予算計上されたと思っておりますけども、今回、前年度の予算書を見てみますと、全額減額されております。まあ一部、導入業務につきましては執行されているようでございますけども。その経緯と、この減額した意味合いをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

地域おこし協力隊についてお答えいたします。今回当初予算としましては、10月1日から採用するという事で予算計上させていただいておまして、公募の手続きを行ってまいりましたが採用には至らなかったということで、今回、全て減額補正ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

当然、10月から採用ということになれば、採用されたこの地域おこし協力隊の業務をそこに宛てがってたと思うんですけども、採用しなかったことによって、その業務の配分はどうなったのか。これ、臨時職員も採用されてないようでありますけども、その辺についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

従来の地方創生推進係の係員によって、業務は行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今回このような導入プログラムといいますか、業務委託した結果、おられなかったということですけども。これの今後の予定といいますか、令和2年度の予算書にもちょっと計上はされていないんですけども、今後の予定、経緯または計画がありましたらお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

この後、当初予算もございますが、この地域おこし協力隊については、現状では採用するという考え方はございません。なお、今回ちょっと採用に至らなかった1番の大きな理由としましては、有効求人倍率というのがかなりよくなっておりまして、民間での、やはり就職状況が非常にいいということで、この地域おこし協力隊を希望する方が極端に減っておることがございますので、そういったところの社会情勢等見ながら、今後のことを検討していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第35、議案第33号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

5番、本田です。予算書ですね、65ページ、総務費、総務管理費の説明項目のところの補助金、上から4段目になりますけれども、高齢者運転免許証返納者支援事業ということで410万円の予算計上がありますけれども、この事業の中身について教えていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

高齢者運転免許証返納者支援事業は、高齢者による交通事故の防止及び公共交通機関の利用促進を図るために実施するもので、運転免許証返納時に65歳以上の者に対して、タウンバス回数券または市営バスICカード、タクシー初乗り利用券、2万円相当額いずれか1つを免許返納時1回限りに交付するものです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、1回当たりの金額というのをお示しいただいたんですけれども、その財源というのは全て町の予算ということになりますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

予算書の32ページのところにですね、16款2項、1番上の1目の総務費補助金、節が2節、総務費補助金、説明のところに高齢者運転免許証返納者支援事業補助金という項目があると思えます。これにつきましては県の補助金でございます、県のほうは70歳以上の高齢者に対して、1人当たり2,500円という補助金があります。これが町のほうに入ってくるようになりますので、65歳から70歳までの方は町の単費で、あと、残りの70歳以上の方については、残りの1万7,500円が町のほうという1人当たりのお金になると思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

112ページ、山鹿詰所建替工事实施設計委託というのがあって、その下に工事請負費で山鹿詰所建替工事というふうになってますので、この工事の内容についてお伺いいたします。

それと126ページですね。消防費のところですね、国土強靱化計画策定業務委託となっておりますが、まず、これの業務内容についてどのようなものか。それと、その下がですね、水防倉庫について、水防倉庫解体工事も出ていますが、これについてどういった内容なのかを伺います。

それと、もう1点。その下の14の工事請負費のところですね、地域情報伝達システム整備工事が上がっています。この対象としてはですね、何軒考えられているのか。その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

山鹿詰所建替工事について都市整備課よりお答えいたします。

現在ですね、臨時職員として8名、草刈等道路整備について雇用をいたしております。その作業所兼詰所が今現在、山鹿の城山付近にございます。この建物につきましては、かなり老朽化が進んでおりですね、また、城山付近であり移転が必要だということで判断しましたので、今の位置から別の町有地に、今検討しております。それで、まず工事をする前に設計委託をかけます。で、同年度でこの工事費を計上しているという内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

国土強靱化計画策定業務委託につきましては、自然災害発生時、最悪な事態に陥ることがないように、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域社会構築に向けての計画を策定するという形になります。どういうことかといいますと、町の災害の起こりそうな弱いところについて、どういものを対応していくか、これにつきましては、この計画を立てることによって国の補助金がつきやすくなるということになります。

次、水防倉庫の解体工事につきましては、旧2分団車庫になります。役場を出ましてすぐのところにあります「酒のかなや」の前にあります旧2分団車庫が今現在、水防倉庫という形になっております。これが老朽化しておりますので、そのための実施設計を上げているという形になります。それと工事費、地域情報伝達システム、これは戸別受信機の、今年度から事業を行うという形となっております。これにつきましては2カ年で工事を行う予定で考えておまして、配付につきましては全戸配付、一家に1台配付したいという形の中で計画を考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは地域情報伝達システムについて伺いますけど、これについては、例えば住宅地もありますし事務所や店舗というのもありますけど、そういったものも含めて全部の家屋に設置されるんでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には世帯という形で。店舗というところは状況に応じてちょっと検討をしていかないといけない部分があるかと思えますけれど、補助金の対象が基本的に世帯という形になっておりますので、世帯と、あと公共施設に設置したいという形で考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

伝達方式については私もよくわからないんですけど、FM方式とかいろいろな方式があるというふうに聞いてたんですけど、今回はどういった方式でとられるか、それがわかるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に東京デジタル無線という形で、昔使ってた方もわかるかと思えますけれど、ポケベルの電波帯を使うと。280メガヘルツ帯を使って情報伝達する。で、伝達の方法につきましては、パソコン等使いまして文字入力をして情報を発信し、その文字入力を戸別受信機が音声に変えて発信、情報伝達するというふうな仕組みになるという形で考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第37、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第38、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第39、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第40、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第41、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第42、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第43、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第44、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第45、発議第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

お諮りします。日程第5、議案第3号から日程第43、議案第41号及び日程第45、発議第1号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時09分散会
